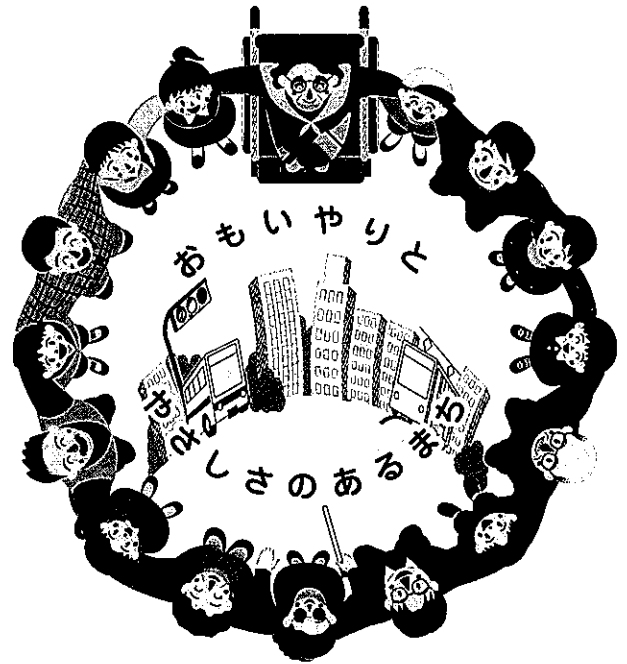


バリアフリー社会をめざして、 「岡山県福祉のまちづくり条例」を制定しました。

この条例は、高齢者、障害者などすべての人の活動をはばむさまざまなバリア（障壁）を取り除き、誰もが自由に行動し、安全で快適に生活できるバリアフリー社会の実現をめざすものです。

県、市町村、県民、事業者が互いに力を合わせ、福祉のまちづくりを県民総参加で進め、快適生活県おかやまの実現に取り組みます。



条例の構成

<p>1 総 則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目的、定義 ・県の責務 ・市町村、県民、事業者の役割 ・推進体制
<p>2 福祉のまちづくりに 関する施策（ソフト面）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の基本方針 ・啓発活動 ・ボランティア活動 ・情報提供等 ・財政上の措置 ・教育及び学習機会の提供 ・取組状況
<p>3 施設整備（ハード面）</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>(1) 生活関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備基準 ・整備基準への適合 ・整備基準適合の表示 ・機能の維持 </div> <div style="width: 45%;"> <p>(2) 特定生活関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築等の届出、協議 ・高齢者、障害者等の意見 ・指導及び助言 ・適合状況の報告 ・勧告、公表、立入り調査 </div> </div> <p>(3) 交通環境等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通環境の整備 ・公共車両等 ・公共工作物 ・住宅等
<p>4 雑 則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国等に関する特例 ・市町村条例との関係 ・規則への委任

みんなで3つのバリアフリーを進めます。



心のバリアフリー

高齢者、障害者等への理解を深め
思いやりの心をもって取り組むために

- ♥ 啓発活動
- ♥ 教育・学習機会の提供
- ♥ ボランティア活動



バリアフリー社会の実現をめざして

情報のバリアフリー

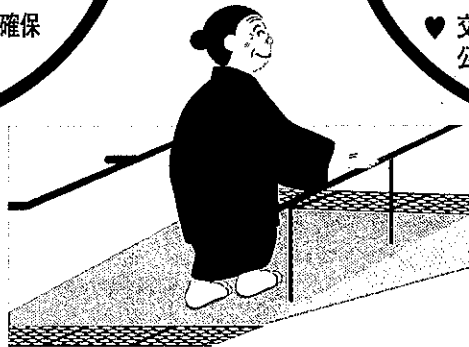
安全で快適な生活に必要な情報が
いつでも利用できるように

- ♥ 情報提供
- ♥ 相談・アドバイス
- ♥ コミュニケーション手段の確保

物のバリアフリー

誰もが利用しやすいまちづくりを
進めるために

- ♥ 生活関連施設の整備
 - ・整備基準への適合、機能の維持
 - ・整備基準適合の表示
 - ・新築等の届出・協議 など
- ♥ 交通環境、公共車両等、
公共工作物、住宅等の整備



県、市町村、県民、事業者が、
みんなで福祉のまちづくりに取り組みます。

県

- ・施策の総合的な推進
- ・県施設のバリアフリー化

市町村

- ・県と連携しながら、
施策を計画的に推進
- ・市町村施設のバリアフリー化

みんなの役割

県民

- ・理解を深め、県、市町村施策へ協力
- ・バリアフリー化された施設の
利用を妨げないこと

事業者

- ・県、市町村の施策へ協力
- ・所有、管理する施設の
バリアフリー化